兵庫県	洲本市及び南あわじ市の区域
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町及び同郡串本町の区域
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡及び板野郡松茂町の区域
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡及び南宇和郡の区域
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町及び同郡黒潮町の区域
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市及び津久見市の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町及び東臼杵郡門川町の区域
鹿児島県	西之表市、志布志市、曽於郡、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町及び同郡南種子町の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十六年三月二十八日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第二十三号

首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、首都直下地震緊急対策区域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

首都直下地震緊急対策区域

都県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡、稲敷郡、結城郡、猿島郡及び北相馬郡の区域
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、下都賀郡野木町及び同郡岩舟町の区域
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡及び邑楽郡の区域
埼玉県	全域
千葉県	全域
東京都	全域
神奈川県	全域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町及び北都留郡の区域
長野県	南佐久郡川上村、同郡南相木村及び同郡北相木村の区域
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡及び駿東郡の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十六年三月二十八日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第二十四号

平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第二号に該当する事業等の項中「備蓄倉庫、林野火災用活動拠点広場」を「備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、救助活動等拠点施設等」に改める。

別表第三号に該当する事業等の項中二十四を二十五とし、十一から二十三までを一ずつ繰り下げ、十の次に次のように加える。

十一　特別支援学校の用に供する既存施設の改修

別表第五号に該当する事業等の項中「のうち、第一種漁港若しくは第二種漁港の整備又は地先の漁場整備事業」、「沖縄県又は市町村が既に作成した農山漁村地域整備計画に掲げられた事業を含む。）」及び「（沖縄県又は市町村が既に作成した農山漁村地域整備計画を含む。）」を削る。

別表第七号に該当する事業等の項中「広域河川改修事業」の下に「、施設機能向上事業」を加え、「緑化重点地区総合整備事業」を「緑化重点地区総合整備事業」、「公園施設長寿命化対策支援事業」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府告示第二十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十二条第三項の規定に基づき、警察共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針（平成十六年内閣府告示第二百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行することとしたので、告示する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第二を次のように改める。

第二　組合の役割

国及び地方公共団体は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十三条及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十二条の規定により、職員の保健に関する事項について計画を樹立し、これを実施すべきこととされている。組合は、国及び地方公共団体が講じるこれらの措置との調和を図りつつ、保健事業を有効に実施するよう努めなければならない。

また、組合は、禁煙の推進や身体活動の機会の提供、医療機関への受診勧奨等、国及び地方公共団体と連携して、組合員等の健康を支え、かつ守るための職場環境の整備に努めなければならない。